



2005年11月4日

各 位

会社名 株式会社 クレハ  
代表者 代表取締役社長 田中 宏  
コード番号 4023 (東証・大証第一部)  
問合せ先 広報部長 古谷 良樹  
(TEL 03-3249-4651)

モディファイヤー製品販売に関する米国連邦地裁における  
集団民事訴訟の和解に関するお知らせ

米国所在の当社子会社である Kreha Corporation of America (デラウェア州法人、以下「米国子会社」という)は、2003年3月より米国ペンシルバニア連邦地裁において、モディファイヤー製品販売に関して価格維持等の米国独占禁止法に違反する行為により損害を被ったと主張する当該製品の直接購入者から、他の企業とともに損害賠償請求訴訟(民事集団訴訟)を提起されておりました。

今般、米国子会社は、原告団に対して和解金として5百万米ドル(約565百万円)を支払うとの内容で、原告団と和解合意に至りましたので、お知らせいたします。

当社及び米国子会社は、本件に関して、違法な行為は一切存在していないと確信しておりますが、米国陪審裁判の予測困難性、裁判の長期化による時間的・費用的負担、今後の事業活動への影響等を総合的に勘案した結果、和解することが最善であるとの判断に至りました。

本和解は、裁判所の最終承認の確定により発効することになります。本和解により、原告団からの離脱手続を行わなかった本件直接購入者に関して、米国子会社だけでなく、当社、当社子会社・関係会社についても本件訴訟が解決されることとなります。

上記和解金については、当社及び米国子会社がこれを折半して負担します。従って、当社単体での決算では2.5百万米ドルの負担となり、連結決算においては5百万米ドルの負担となります。当該金額は、当中間期(2005年4月1日から9月30日までの期間)において特別損失として計上しますが、本件による2006年3月期及び中間期業績予想への影響はありません。

尚、日本においては、日本における塩化ビニル樹脂向けモディファイヤー製品販売に関する独占禁止法違反の疑いについて、2005年7月28日付けで公正取引委員会より当社に対して課徴金納付命令が出され、当社が審判手続き開始請求を行った結果、10月5日に審判開始決定がなされています。

以 上